

一般社団法人日本歯科麻酔学会
日本歯科麻酔学会最優秀発表賞（ジーシー昭和薬品賞）に関する内規

平成29年8月20日制定 令和6年8月18日改定 令和7年8月3日改定
平成29年8月20日施行 令和6年8月18日施行 令和7年8月3日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、一般社団法人日本歯科麻酔学会（以下「本会」という。）定款第3条7号に基づき表彰する日本歯科麻酔学会最優秀発表賞（ジーシー昭和薬品賞）（以下「本賞」という）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本賞は、本会年次学術集会において発表される一般演題のうち、優れた研究発表を行った研究者および研究発表を表彰するもので、歯科麻酔学に関する会員の研究を奨励し、本会の発展に寄与することを目的とする。

(授賞対象演題)

第3条 授賞対象演題は、基礎研究並びに臨床研究から各2題（2名）、合計4題（4名）とし、授賞者は筆頭演者とする。

(授賞候補演題)

第4条 授賞候補演題は以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 筆頭演者、共同発表者も含めて本会会員であること。
- (2) 基礎研究並びに臨床研究も含め、本賞への応募が可能なのは、筆頭演者1名につき1題とする。
- (3) 臨床研究においては、倫理審査委員会の承認を得て行われた研究であること。
- (4) 臨床研究については、症例報告（1例報告）は除くものとする。

(選考基準)

第5条 本賞の選考は、理事長および開催年度の会長を含めた学術委員会（以下「選考委員会」という）で選考し決定する。

- (1) 一次審査：選考委員会は、応募資格を有し、あらかじめ一般演題申し込み時に本賞に応募した演題を対象として、その研究の「目的」、「独創性」、「学術的意義」、「抄録の完成度」について、各項目を評定して審査する。
- (2) 二次審査：選考委員会は、一次審査を通過した研究を対象として、学術集会時に行われる発表に対して、上記に加えてプレゼンテーション能力を評価の対象とし、各項目を評定して審査する。なお、発表形式は口頭発表（座長を伴う発表形式のポスター発表は口頭発表に含める）とする。

(公 示)

第6条 学術集会会長は、二次審査終了後直ちに、学術集会会場の受付等にて本賞の受賞者及び演題名を公示する。

(授 賞)

第7条 筆頭発表者は本会学術集会開催時の会員懇親会において、理事長ならびに株式会社ジーシー昭和薬品の役員またはその代理の者より本賞が授与される。

(改 廃)

第8条 この内規を改廃する場合は、理事会の議決を経なければならない。

(その他)

第9条 本賞は、株式会社ジーシー昭和薬品のスポンサーシップを得て運営する。